

施与勅書と王権 ——プラティーハーラ朝勅書様式に見えるサーマンタ体制——

三 田 昌 彦

はじめに

インド中世初期（6ないし8～12世紀）歴史研究の基本的な史料は刻文（epigraphy）とされているが、その大部分は宗教的な寄進（施与）を記す寺院碑文や銅板文書であり、また銅板文書のほとんどは王がバラモンや寺院に村落・土地を施与したことを記す勅書である。こうした刻文史料はもっぱらその内容が歴史研究者によって吟味され、王朝史の再構成や社会経済史研究の情報源とされてきたが、これらの歴史研究では、本来勅書発給が王権発動の具体例であるにもかかわらず、発給のあり方や勅書の様式・形式が真正面から取り上げられてはいない。

一方、刻文学者およびごく少数の歴史学者が王の発給する銅板勅書の様式に注目し、概説的な検討を加えてきた [Chhabra 1961; Sircar 1965; 山崎 1977; Sharma 1976]。そこで取り上げられている勅書は基本的に宗主王権の発給したものである。というのもこれらの様式研究は、ダルマシャストラ文献に規定される勅書様式を基準とし、それと対応させつつ銅板勅書の様式を論じているので、勢い様式的統一性の高い宗主王権の勅書がその具体例として取り上げられることになっていると思われる（宗主王朝の書式の統一性は本稿でも明らかにされる）。こうした性格の様式論なので、一般に銅板勅書のもつとされる書式・様式の画一性がそこでは強調されている。

ところで、こうした勅書を発給する当時の王権は決して一律に語られる存在ではない。遅くとも7世紀のハルシャ以降は、インドの国家は大小様々な諸侯（サーマンタ）によって構成されており、しかもこれらサーマンタも銅板勅書を発給していた。このサーマンタ・レベルの発給した勅書がこれまでの様式論では取り上げられていない。サーマンタ体制と銅板勅書との関係を論じたものでも、せいぜい発給の際に宗主の許可を得たかどうかといったことが確認されているにすぎず、様式にまで踏み込んだものはなかった。これは、これまでの様式論が、勅書の画一性を強調してきたことと無関係ではない。しかし、実際には勅書の様式は王朝ごとに異なるし、宗主かサーマンタかでも大きく異なっている。後者については、勅書が王権の発露であるという点から、発給者の政治的存在形態によってその様式が異なることは、むしろ自然であろう。これまでの様式論はこの側面が全く欠けていた。本稿はむしろこの側面に注目し、インド中世初期の国制、重層的王権の体制を考察するものである。

対象は9世紀から10世紀前半にかけてカナウジを中心に北インド一帯に帝国を築いたプラ

ティーハラー朝である。同王朝はマールワール地方出身のグルジャラ族が強大化し北インドの中心都市カナウジを征服して北インド一帯に覇を唱えた。ラージャスターン、グジャラートからデカン北部にかけて多くのサーマンタを従えていたが、10世紀半ば度重なるラーシュトラクータ朝の侵攻を受けて衰退し、サーマンタが次々と独立していった。本稿ではこの時代のプラティーハラー宗主の銅板勅書、サーマンタの勅書の様式を検討し、それぞれの様式の違いを分析し勅書発給のあり方を考察することで、当時の重層的王権体制（サーマンタ・システム）の一端を明らかにしていく。

1 プラティーハラー宗主王朝の施与勅書

プラティーハラー朝の銅板勅書は残存しているものはわずかであるが、いずれの文書も1枚の分厚い長方形の銅板で、重さ20kg近くもある立派なものである。左端には代々のプラティーハラー諸王の名が刻まれた印章が取り付けられているが、後代の文書ほど記名する王の名が増えていくので、時代が下るに連れて印章が巨大化していく。筆者が検討できたのは、9世紀前半から10世紀前半までの以下の6文書である。この期間は同王朝の最盛期とほぼ重なると言ってよかろう。

- a) Badhal (ラージャスターン州ジャイプル県) 発見ヴィクラマ暦882(西暦825)年ナーガバタ2世発給¹

以下に邦訳あり。

- b) Barah (ウツタルプラデーシュ州カーンプル・デハート県) 発見ヴィクラマ暦893(西暦836)年ボージャ1世発給²

ヴァーラカ施与村についてサルヴァヴァルマン王の勅書とナーガバタ王の是認書を確認し、さらに当村の施与がラーマバドラ王の時に官吏(vyavahārin)の過失で消失したことを確認して、以前の通り施与村が復活。

- c) Badhal (ラージャスターン州ジャイプル県) 発見ヴィクラマ暦898(西暦841?)年ボージャ1世発給³

ジャーフマープトラ村をバラモン・バッタ・コーックラに施与。

- d) Daulatpur (ラージャスターン州ナーゴール県) 発見ヴィクラマ暦900(西暦843?)年ボージャ1世発給⁴

シヴァー村が施与村となったことを記すヴァツァラージャ王の勅書とナーガバタ王の是

¹ Ed. by D.P. Dubey, *Journal of the Ganganatha Jha Kendriya Sanskrit Vidyapeetha*, 48-49, pp. 75-84; [Mishra 1990: 43-47]; ed. by R. Saraswat, *Varadā*, 28(3), pp. 1-21.

² Ed. by H. Sastri, *EI*, XIX, pp. 15-19.

³ [Mishra 1990: 47-50]; ed. by R. Saraswat, *Varadā*, 28(3), pp. 1-21.

⁴ Ed. by F. Kielhorn, *EI*, V, pp. 208-213.

認書が、ボージャ王の時に消失したので、勅書、是認書、施与文書 (*pratigraha-patra*)、享受の事実を確認して、以前の通り施与村が復活。

- e) *Dighwā-Dubauli* (ビハール州ゴーパールガンジ県) 発見ヴィクラマ暦 955 (西暦 898?) 年マヘンドラパーラ 1 世発給⁵
 パーニーヤカ村をバラモン・バッタ・パドマサーラに施与。
- f) *Bengal Asiatic Society* 蔵ヴィクラマ暦 988 (西暦 931?) 年ヴィナーヤカパーラ発給⁶
 ティッカリカー村をバラモン・バッタ・ブッラーカに施与。

まず、これらのうち最初期の勅書である a の文書を訳出し、その書式を確認しよう。

オーム。スヴァステイ (吉祥)。

アーナンディカー川の堤のそばに位置するバドラーサナ村に駐留する多くの牛⁷・象・馬・戦車・歩兵を伴った幕営 (*skandhāvāra*) から、至高のヴィシヌ信者であるマハーラージャ・デーヴァラージャ、その息子にして彼の足に思慮し⁸、ブーイカーデーヴィーから生まれた至高のシヴァ信者であるマハーラージャ・ヴァツァラージャ、その息子にして彼の足に思慮し、スンドリーデーヴィーから生まれた至高のラクシュミー (あるいはドゥルガー) 信者である (*param(parama)⁹-bhagavati- bhakto*) マハーラージャ・ナーガパタ [2 世] が、ガヤッタブラ・ヴィシヤヤ内の西パタカに所属するランバクーパ村に参集した (*samupagata* あるいは「関係する」¹⁰) すべての人々、[すなわち] それぞれの職務 (or 管轄地) に任じられた人々 (つまり官吏) (*yathā-sthāna-niyuktān*)、および [当村の] 住人に知らしめる。

上記の村が、あらゆる収入を伴って (*sarvvyāya-sameta*)、月・日・大地の存するかぎり、以前に与えられた神々 (寺院) およびバラモンへの施与を除いて、私によって、両親の功德

⁵ Ed. by J.F. Fleet, *IA*, XV, pp. 105-113.

⁶ Ed. by J.F. Fleet, *IA*, XV, pp. 138-141.

⁷ H. Sastri は “nau” と読んで文字通り「船」と訳すが (*EI*, XIX, p. 17)、J.F. Fleet は “go” すなわち「牛」と読み、D.P. Dubey は “-anekanau-” を “-anekāno-” の誤りとして、“anas” すなわち「(物資を運ぶ) 車」と解釈している (*IA*, XV, pp. 112, 140)。拓本が公開されている *Dighwa-Dubauli* (*IA*, XV, pp. 112-113)、*Bengal Asiatic Society* (*IA*, XV, pp. 140-141)、*Barah* (*EI*, XIX, pp. 18-19) の銅板文書で確認する限り、“go” と読むのが自然だと思われる。とくに *Bengal Asiatic Society* (*IA*, XV, pp. 140-141) は鮮明である。

⁸ “*tatpādānudhyāta*”。主従関係、あるいは親子等の継承関係を表すテクニカル・タームで、ここでは後者の意味 [*Sircar 1966: 224*]。

⁹ どの文書も “*parambhagavati*” になっているので、実は単に “*parama-bhagavati*” 誤りとは言い難い。しかし前者では意味がとれないので、通例となっているこの読み直しに従っておく。

¹⁰ *upagata* という語は一般に “*assembled*” (「集まった」) の意味に解されているが、D.C. Sircar は批判的である。銅板文書の様々な用法を見るかぎり、その解釈では意味をなさず (たとえば、集まりようのないくらい広大な行政範囲に対して使われている場合、未来の家臣や官吏について使われている場合)、おそらく王の官吏や家臣が施与地と密接に関係していることを指した言葉だとする [*Sircar 1965: 161-169*]。

の増大のために、パールガヴァ・ゴートラでカウトゥマツチャンドールガ学派のバツタ・ドゥルギラに、太陽が処女宮にあるとき、ラーフによる太陽の捕食（日食）のとき、受納をもって（*pratigraheṇa*¹¹）与えられた。

以上のことがあなた方によって知られ、承認されなければならない。〔当村の〕住人は命令の聴聞が義務づけられて、これらすべての収入をこの人に持っていかなければならない、と（*iti*）。

ゴータカ（あるいはギーヤカ）によって唱えられた（*prayukta*）この勅書は、確固たる未来を有する（未来にわたって確固たるものである）。この勅書のドゥータカ（伝達者）は、ここでは、人々に愛されるラーマという名のユヴァラージャ（王太子）である。

882年アーシュヴィナ月黒分15日に記録された（*nibaddha*）。

この銅板文書は、プラティーハーラ朝の王ナーガバタ2世が、あるバラモンに村を施与したことを記した文書である。ここでは王は施主であると同時に、勅書の発給者でもある。こうした「施主＝勅書発給者」といった文書様式は、これ以外のプラティーハーラ宗主の勅書でも同様であるだけでなく、一般に中世初期宗主王権の銅板勅書の基本的な様式となっている〔三田2000〕。

さて、この勅書の書式は大きく分けて、施与の告知を行う部分（前文）、*iti*までの告知内容の部分（主文）、勅書の責任者および年月日等、奥付的な部分（後文）の三つから構成されている。次章でサーマンタ発給の勅書と比較することを考慮してその構成をまとめておけば、以下のようになる。

<前文>

- ① 祈願：オーム、スヴァスティのみ。
- ② 施主による告知（某地の幕営（*skandhāvāra*）から王某が、某村に参集した官吏・住人に、知らしめる）

<主文>

- ③ 施与の内容（上記の村が、私によって、某に与えられた）
- ④ 住民への命令（以上が知られ、すべての収入がもたらされるべき）

<後文>

- ⑤ 勅書の唱者（勅書作成者のことか）およびドゥータカ（伝達者）¹²

¹¹*pratigraha*（受納）は友人間や親族間の単なる贈与行為では構成されず、功德を積む行為としての贈与（施与 *dāna*）において行われる受納であり、受納の際にマントラを唱えることによって成立する（*Medhātithi on Manu, IV, 5; Kane 1974: 842*）。

¹²プラティーハーラ朝では *yuvārāja*（王太子）など宮廷でもきわめて高位の者が担っており、おそらく王の代理として勅書を届け、施与の儀式を指示して施与の完遂を見届ける者であったと思われる。

⑥ 記録された年月日

この様式でまず注目すべきは、②において王統譜の記述が極めて簡素であることである。後に見るように、同時代のサーマンタや後代の宗主王権では、しばしばこの部分は韻文形式で各王の事績が称えられる。いわゆるプラシャスティ (*praśasti*) と称される頌徳文である。これがこの文書では存在せず、母が必ず記されているのは特筆すべきだが、単に代々の王の羅列でしかない。

また他の王朝では④と⑤の間に、土地施与に関する聖仙などの言葉が韻文形式で引用される。この部分は慣用句となっており、王朝を超えて、また時代を超えて繰り返し引用されるものであるが、この文書ではそれが脱落している。さらに他の王朝の勅書では、①の直後、特定の神への「礼拝 (*namas*)」が記され (これはない場合もある)、さらに神々への讃歌が韻文で数句続いて②へと移るのが一般的である。しかしこの文書では神々を称揚するそうした言葉が見られない¹³。

さて、このような特徴を含むこの構成は 6 文書いずれにも当てはまる。それだけでなく、これら 6 文書は明らかに一定の書式に則って一字一句タームの使い方まで統一された文書である。この点について少し詳しく見てみよう。

a と c は施与村や人名など固有名詞の部分だけ異なっているにすぎず、まさに全く同一の書式の文書である。後期の文書である e と f は、後文の⑤の部分だけドゥータカの記載がないが、それでもそれ以外はすべて個々のタームに至るまで a や c と同一である。

b と d は他の 4 文書と異なり、一度喪失した銅板勅書を再発給する文書である。そのため勅書が喪失した経緯および過去の施与の確認、改めて施与を認可する旨が記されなければならない、当然のことながら他の施与勅書とは大きく異なる書式を構成する。b と d は喪失した経緯が異なるので、経緯を語る部分で異なるタームが使用されるのは当然だが、それ以外はほぼ同一である。したがってプラティーハーラ朝では通常の施与勅書と再発給勅書の二通りの書式が存在したことは確かである。しかし再発給勅書の書式と言えども、実は施与勅書と異なっているのは主文の③の部分だけであり、それ以外は一字一句に至るまで他の文書と同一であることは注目しなければならない。

このように a ~ f の 6 文書はプラティーハーラ宗主の勅書として、明らかに書式が統一されていた。e、f ではドゥータカが記されないとはいえ、そのわずか 1 文以外は同じであり、やはり一貫して同一の書式が、少なくとも 100 年以上、幾世代もの諸王の治世を超えて維持されてきたと言ふべきであろう¹⁴。

ところで、これら勅書のいずれにも発給者である王の署名がなく、プラティーハーラ朝の勅書

¹³ 神々への讃歌がなく、いきなり王統譜から始まる書式は、グジャラートのチャウルキヤ朝の銅板勅書にも見られる。

¹⁴ これほど書式が統一されているにもかかわらず、ドゥータカが記されなくなったということは、単なる省略ではない、それ自体説明を要する事実として受け止めるべきであろう。しかしながら筆者には説明の用意がない。

では王の署名が不要とされていたことは明らかである。その代わりにいずれの文書にも印章が付されている¹⁵。ダルマシャストラにも規定されているように、一般に当時のインドにおいて王の署名は、勅書の真正性を検証する重要な手段として文書末尾に刻まれることになっているが [Kane 1974: 861; 山崎 1977: 194-95]、プラティーハーラ朝では王の署名の代わりとして、おそらく文書の真正性を検証するもう一つの手段である印章があれば、勅書としては十分とされていたということであろう¹⁶。

以上のように同王朝の発給する勅書は書式が完全に統一されており、物々しい外観とは裏腹に韻文形式の王統譜さえもない簡素な書式の文書である¹⁷。これは以下に検討するサーマンタ勅書とは非常に対照的である¹⁸。

2 サーマンタ発給の施与勅書

すでに述べたように広大な支配領域を有するプラティーハーラ朝は、その大部分をプラティーハーラに従属する諸勢力の統治に任せていた。そこでは宗主プラティーハーラ朝が施与勅書を発給するのではなく、そうした従属権力（サーマンタ）が勅書を発給していた。本章ではこれらサーマンタの銅板勅書について、前章で検討した宗主勅書とも比較しつつ、その様式を検討しよう。

プラティーハーラ朝に従属するサーマンタの銅板文書は4例が確認されている。うち3例は

¹⁵Barah 銅板文書（文書 b）には印章がないが、他の文書と同様左端に3つの穴がつけられているので（*EI*, XIX, pp. 18-19 の図版を参照）、もともと印章が取り付けられていたのは明らかであり、何らかのはずみで脱落・紛失したと思われる。

¹⁶印章が文書の真正性を保証することについては、[Sharma 1976: 84] を参照せよ。

¹⁷こうしたプラティーハーラ朝の勅書様式は、隣接する宗主勢力パーラ朝のそれとは著しく異なっている。よく知られている事実であるが、パーラ朝では告知対象として当該施与に関わる者だけでなく、ヒエラルキーを成すすべての支配者・官吏のリストを挙げている。

¹⁸プラティーハーラ朝の銅板文書にはもう一つ、ヴィクラマ暦 1084（西暦 1027?）年トリローチャナパーラ発給の文書が発見されている（ed. by F. Kielhorn, *IA*, XVIII, pp. 33-35）。この銅板文書はこれまで真正の文書として扱われてきたのであるが、しかしながら、以下のようにいくつかの点から偽文書の可能性があるとと思われるため、本稿の対象からは外した。

まず文書の形態について、他のプラティーハーラ朝銅板文書とは銅板の形が全く異なっている。さらに王の署名がないだけでなく、印章が取り付けられていた形跡さえなく（*IA*, VI, p. 33）、文書の真正性を確認することのできない文書である。

また、テキストは文法的には正しいが、na と ka、da と bha と ha、ma と sa、va と ca と dha、sa ないし sva と kha など、似通った文字について混乱が随所に見られる（*Ibid.*）。一般に銅板勅書の作成においては、まず原本が書記官によって作成され（このとき王が署名する）、それが銅板にインクで書き写されて、関係官吏の監督のもと刻字がなされる [三田 2000]。したがってこの文書が王朝の発給した銅板文書であるとすれば、原本は文法的に正しかったが、それを銅板に写した者あるいは刻んだ者は文意を知らずに文書を作成・刻字し、その誤った文書を勅書の関係官吏が確認することもなかった文書ということになる。王朝が発給した勅書では考えられないことではなからうか。

カーティヤーワール半島（サウラーシュトラ）、1例はバルーチ地方と、いずれもグジャラートを統治する諸勢力の文書である。

- g) **Hansot**（グジャラート州バルーチ県）発見ヴィクラマ暦 813（西暦 756）年マハーサーマンターディパティ¹⁹・バルトリヴァッタ 2 世（チャーハマーナ族）発給²⁰

2 枚の銅板で構成され、それらをまとめるリング穴がそれぞれ二つある。おそらくそのリングに印章も付いていたと思われるが、テキストを編集した **S. Konow** は印章の存在には触れていない。ブリグカッチャ（バルーチ）地方を治めるサーマンタ、バルトリヴァッタ 2 世が、あるバラモンたちにアルジュナデーヴィー村を 1 / 4 ずつ施与したことを記した銅板勅書である。その構成は以下の通り。

<前文>

- ① オーム、スヴァスティ。神々への讃歌なし。
 ② 発給者（= 施主）の王統譜（韻文）：**Maheśvaradāma > Bhīmadāma > Bhartṛvaḍḍha > Haradāma > Dhrūbhaṭadeva > Bhartṛvaḍḍha**（> は王位継承関係を示す。）

③ 施与の告知

「至高のシヴァ信者にして五大音²¹を獲得したマハーサーマンターディパティ・バルトリヴァッタが、すべての未来の諸王、マハッタラ（村老）、ヴァーパーサカ²²などに知らせる。以下のことを知れ。」

<主文>

④ 施与の内容

「ブリグカッチャに滞在している朕によって、----- バラモン・バッタ・ブータに、アクレーシュヴァラ・ヴィシヤヤ内にあるアルジュナデーヴィー村の 1 / 4 が与えられた。また、----- バラモン・ジャバに 1 / 4 が与えられた。また、----- バラモン・バタツラに、この村が日食のときに与えられた。」

⑤ 諸特権の列挙

¹⁹ *mahāsāmantādhipati*。語義は「諸サーマンタの主」だが、サーマンタ権力を配下におく宗主権力の称号には使われず、比較的高位のサーマンタ権力の称号として使用される。

²⁰ *Ed. by S. Konow, EI, XII, pp. 197-204.*

²¹ *pañcamahāśabda*。宗主から有力なサーマンタに授けられる特権。ふつう、宗主の宮廷儀礼や行進の際に五つの楽器を奏する特権と解釈されており、*royalty* のしるしである最高の荣誉とされている [Yadava 1973: 154]。

²² *vāsāpaka*。語義から、おそらく外来者に居住地を与える職務の官吏では、とされている (*EI, XII, p. 204, fn. 1*)。

⑥ 施与保護の勧告

⑦ 土地施与に関する慣用句：韻文6句

<後文>

⑧ 記者（ヴァラビー出身のバッタ・カッカ）、ドゥータカ（ブリグカッチャに滞在するバッタ・ラッルヴァ）

⑨ 年月日（〔ヴィクラマ暦〕813年：Kielhornによれば、日食の日は西暦756年10月28日）

バルトリヴァッタ2世が施主にして勅書の告知者、すなわち発給者であり、そのかぎりではプラティーハーラ宗主勅書と同様の様式であるが、いくつかの点で宗主勅書とは目立った違いが見られる。まず第一に、前文においてマヘーシュヴァラダーマからこの施主であるバルトリヴァッタ2世までの王統譜が記されており、しかも単なる王の列挙ではなく、それぞれの王の事績を讃えるブラシャスティ（頌徳文）の韻文となっている点である。さほど長いものではないが（全体の約1/4を占める）、宗主勅書では文書すべてが散文形式であったのとは対照的である。

主文では⑤⑥⑦がプラティーハーラ宗主勅書には見られなかったものであり、他方以下に検討するサーマンタ勅書のすべてで見られるものである。⑤では「地税と付加税を伴って (sodraṅgaḥ soparikaraḥ)」や「官吏や兵の侵入を禁じ (a-cāṭa-bhaṭa-praveśyaḥ)」など、村落施与に付随する様々な諸特権が列挙される。⑥は住民や未来の諸王に向けて、永遠にこの施与を保護し続けるべきことを説く部分であり、⑦はそれと関連させて、土地施与がいかに功德のある善行であるかを示す韻文が、ヴィヤーサの言やマハーバーラタなどから引用される。

後文はプラティーハーラ勅書と大きな違いは見られないが、ただ⑧において「以上に記されたものは、ナーガーヴァローカ（ナーガバタ1世）の勝利の治世のときに〔なされた〕」とある。以下のサーマンタ勅書で検討することだが、サーマンタ権力が勅書において宗主に触れるのは、自己の統治権が宗主によって保証されていることを示すためであり、一般に前文ないし主文においてそれを明記するが、後文のこのような場所に単に付加的な形で記載するような事例は、かなりまれな例だと思われる²³。

²³この勅書の時代8世紀半ばは、プラティーハーラ朝は独立王権になったばかりの頃にあたる。プラティーハーラ朝ナーガバタ1世は、一時ラーシュトラクータ朝ダンティドゥルガ（西暦752頃～756頃）のサーマンタになっており、ラーシュトラクータ朝アモーガヴァルシャ1世のSanjan銅板文書によれば、後者がマールワールのウヅジャインで執り行ったhiranyagarbhaの施与儀礼で「pratihāra（門番）」の役を担っていた（*EL*, XVIII, p. 243, verse 9）。実はこのg勅書は、プラティーハーラ朝がラーシュトラクータ朝から独立した時期を示す、ほとんど唯一の記録である。すなわち756年より少し以前にラーシュトラクータ朝の軛から離れ、直ちに征服活動を展開してバルトリヴァッタ2世をサーマンタとし、ウヅジャインからグジャラートのバルーチまでの支配領域を獲得したとされている[Mishra 1966: 18]。この勅書における宗主＝サーマンタ関係は、帝国規模にまで成長した9世紀～10世紀前半のそれとはかなり異なっているかもしれない。

- h) Una (グジャラート州ジュナーガル県：ディーウの北 15km) 発見ヴァラビー暦 574 (西暦 893?) 年マハーサーマンタ・バラヴァルマン (チャールキヤ族) 発給²⁴

2枚の銅板で構成されている。印章の存在は確認できていない。カーティアール半島(サウラーシュトラ)南端部を統治していたチャールキヤ族のバラヴァルマンが、タルナーディティヤ寺院にジャヤプラ村を施与したことを記した銅板文書である。

<前文>

- ① オーム、スヴァスティ。
- ② 施与の告知

「ナクシサプラより、paramabhaṭṭāraka (至高の尊者) mahārājādhirāja (諸王の王) parameśvara (至高の主) (宗主の称号。以下 PMP と略す) ボージャ (1世) の足に思慮する PMP マヘンドラユダの足の恩寵 (prasāda) を受けて五大音を獲得したマハーサーマンタであり、チャールキヤ族の生まれでアヴァニヴァルマンの息子バラヴァルマンが、rāja rājanya rājasthāniya uparka amātya cāṭa bhaṭa bhaṭṭa daṇḍapāsika など、官僚も〔その配下の〕役人も (āyuktaka-niyuktakām)、我々の一族も他の一族の者も、すべての知らしめられている人々に知らしめる。以下のことを知れ。」

<主文>

- ③ 施与の内容

「私によって、自己の腕によって獲得したナクシサプラ 84²⁵ に属するジャヤプラ村が、マーガ月白分 6日に断食した後、----- 中略 ----- カナヴィーリカー川の岸に建っている太陽タルナーディティヤ神に、----- 中略 ----- 宗教的施与 (dharma-dāya) として解放され、与えられた。」

- ④ 四境の記述
- ⑤ 諸特権の列举
- ⑥ 施与保護の勧告
- ⑦ 土地施与に関する慣用句 (韻文 6句)
- ⑧ 証人の列举

<後文>

- ⑨ 勅書の記者 (ダーラーディティヤ)
- ⑩ 年月日 (ヴァラビー暦 574 年マーガ月白分 6日)、署名 (バラヴァルマンとディーイカの自署)

²⁴Ed. by F. Kielhorn, *EI*, IX, pp. 4-6.

²⁵84 村の領域と解釈するのが一般的で、42 村、12 村などととも、後代のラーズプートの所領単位と同一のものと考えられている。

これも施主が同時に告知者であり、発給者である文書である。マヘンドラユダ（マヘンドラパーラ 1 世）のプラサーダ（恩寵）によって「五大音」の特権を得たサーマンタであることが謳われ、関係官僚や役人に告知している。

この勅書の特徴は、まず施与の証人が列挙されている点であろう。証人を列挙する宗主勅書の事例を筆者は知らない。ここの例のようにサーマンタ発給の場合に見られるが、それでもきわめて稀でしかない。別稿で論じたように、王の発給する勅書の形式では、本来証人の列挙は必要とされていない。証人が文書上必要とされるのは「王勅 (rāja-śāsana)」ではなく、「民の文書 (jānapada)」である [三田 2000: 38, 40, note 48]。なぜ証人を列挙したのかはわからないが、勅書の様式から外れていることは注目すべきであろう。

またこの勅書には王統譜がない。プラティーハーラ勅書のような王統の羅列さえ見られない。これは証人の列挙とともに、他のサーマンタ勅書との大きな違いになっている。

後文ではヴァラビー暦で年月日が記されているが、この暦はグジャラート一帯でマイトラカ朝以来グプタ暦を継承して使われているもので、当時のサウラーシュトラで一般的に使われていた暦の一つである（他にはシャカ暦が多い）。

注目すべきは署名であろう。施主にして告知者、発給者であるバラヴァルマンの署名があるのは当然として、ディーイカ (Dhūika) なる人物の署名がある。この人物は次の i 文書でも出てくる人物で、後述するようにプラティーハーラ朝マヘンドラパーラ 1 世に直属するタントラパーラ（辺境軍事長官）である。この人物の認可を得ていることになろう。二つの署名をもった文書は、プラティーハーラ朝支配下ではこの文書だけである。

- i) Una 発見 ヴィクラマ暦 956（西暦 899?）年マハーサーマンタ・アヴァニヴァルマン 2 世（チャールキヤ族）発給²⁶

h とともに発見された銅板文書。3 枚の銅板で構成されているが、印章の存在は確認されていない。h の次代の支配者アヴァニヴァルマン 2 世が、同じタルナーディティヤ寺院にアムヴラカ村を施与したことを記した銅板文書である。

<前文>

- ① オーム。
 ② 発給者（＝施主）の王統譜（韻文）：Kalla > ? > Vāhukadhavala > Avanivarman > Balavarman > Avanivarman (II) Yoga
 ③ 施与の告知

「マハーサーマンタ・ヨーガが、彼に属する人々およびその他の人々すべてに、また未来の諸

²⁶Ed. by F. Kielhorn, *EI*, IX, pp. 6-10.

王に知らしめる。以下の通り知れ。』

<主文>

④ 施与の内容

朕によって、----- (中略) ----- マヘンドラパーラの恩寵 (*prasāda*) によって獲得されたサウラーシュトラ・マンダラ内のナクシサブラ 84 に属するアムヴラカ村が、その地に任じられたタントラパーラ・ディーイカの承認を得て、----- (諸特権等列挙) ----- ジャヤプラ村の近くを流れるカナヴィーリカー川の近くにおわすタルナーディティヤ神に、----- (中略) ----- 与えられた。』

⑤ 四境の記述

⑥ 施与保護の勧告

⑦ 土地施与に関する慣用句 (韻文 2 句)

<後文>

⑧ 年月日 ([ヴィクラマ暦] 956 年マーガ月白分 6 日)

h と同様に、アヴァニヴァルマンが施主にして告知者、発給者である様式の文書である。しかし **h** 勅書発給者の次代の王が発給した勅書であるにもかかわらず、**h** とは書式が全く異なっている。前文から見ると、非常に長大な韻文形式の王統譜が記されている。24 句で 45 行にわたり、全体の 2 / 3 を占めている。もちろんそのため、各王の事績の記述と美辞麗句は詳細である。王統譜のない **h** とはもちろん、プラシャスティの形をとらないプラティーハーラ宗主勅書とも異なる。

h では宗主の恩寵を受けて統治している事実を前文の告知の部分で誇示していたが、この勅書では主文の施与内容の記述の中で記している。また同じ部分で、**h** では署名をしていたディーイカの承認を得ていることを記す。その一方でこの勅書には施主の署名さえない。なおプラティーハーラの書式にもあるように、署名のない文書形式も一つの確立した勅書形式である。

ここではディーイカは「タントラパーラ」の称号を付されている。プラティーハーラ朝のタントラパーラは、たとえば 10 世紀後半のハルシャ刻文にも現れ、そこではプラティーハーラ宗主の命令でタントラパーラ・クシュマーパーラが、プラティーハーラの支配下から独立する動きを見せていたチャーハマーナ族のヴァークパティラージャ 1 世を討伐しようとしたが撃退されたことが記されている²⁷。また後述する *Pratapgarh* 刻文ではウッジャインのタントラパーラがメーワール地方のサーマンタの請願を受けて施与勅書を発給している。このようにタントラパーラはプラティーハーラ領域辺境においてサーマンタを監視し統制化におくための宗主直属の官吏であり、同時にその管轄領域内のサーマンタが行う施与についても許可を与える存在であった。

なお、タントラパーラはあくまで宗主の代理であり、このサーマンタを家臣としているわけで

²⁷Verse 16, *EI*, II, p. 121; *IA*, XLII, p. 62; Mita 2003: 5-6.

はない。h、iの文書で明らかなように、サーマンタに統治権を安堵しているのは宗主マヘードラパーラであって、ディーイカではないことに注意したい。

ところでhではディーイカは署名者としてしか現れず、この勅書のように承認者と記されていない。しかし署名をしていること自体、承認を前提としているはずであり、両者の書式が大きく異なることを考慮すれば、この違いは前王とこの王の時代とでディーイカの役割が変わったことを示すというよりは、勅書の書式自体が変わったことを示すにすぎないと考えるべきであろう。いずれも自領地内の施与勅書発給に際して、宗主の代理であるタントラパーラの許可の手続きを必要としたのである。

hとは異なり証人の列挙がないが、これはすでに述べたように銅板勅書としてはむしろ普通である。興味深いのは暦がヴィクラマ暦で記されていることであろう。前述のように当時グジャラート地方の銅板文書ではヴァラビー暦（グプタ暦）かシャカ暦がもっとも一般的である。ヴィクラマ暦の文書もないわけではないが、筆者の印象ではほとんどがプラティーハーラ朝支配下のサーマンタのものである。この地が銅板文書においてヴィクラマ暦を本格的に採用するのは11世紀チャウルキヤ朝以降である。

だとすれば、ここでhとは異なりヴィクラマ暦を採用しているのは興味深い。明らかにプラティーハーラ朝と同一の暦を使用しようとしたことになるからである。そこにはやはりプラティーハーラ宗主権力の強い影響力か、あるいは逆に当時の北インドの政治的文化的中心カナウジの宗主権力に対してグジャラート・チャールキヤ家が同一の文化を共有しようとした動きであったのかもしれない（後述するように、筆者は後者だと考える）。いずれにせよ暦の変更は無視できないきわめて重大な勅書様式の転換である。こうした根本的な書式変更は、プラティーハーラ宗主の勅書では見られない。

j) Haḍḍālā (グジャラート州スレーンドラナガル県：Dhandhūkāの北西20km) 発見シャカ暦836(西暦914)年マハーサーマンターディパティ・ダラニーヴァラーハ(チャーパ=)発給²⁸

2枚の銅板だが、リング用の穴はなく印章の存在も確認されていない。サウラーシュトラ北端のヴァルダマーナ(ヴァドヴァーン)を本拠とするサーマンタ、チャーパ(チャーポータカ、チャーウラー)族のダラニーヴァラーハが、マヘーシュヴァラーチャーリヤにヴィンカラ村を施与したことを記す。

<前文>

- ① オーム。ダンデーシュヴァラ神への讃歌(韻文)
- ② チャーパの起源(韻文)

²⁸Ed. by G. Bühler, *IA*, XII, pp. 190-195.

③ チャーパの王統譜（韻文）：Vikramārka > Aḍḍaka > Pulakesin > Dhruvabhaṭa > Dharaṇivarāha

④ 人生ははかなく功德を積むことの重要性を知って施与を行うことを王が決心。

⑤ 施与の告知

「ヴァルダマーナに拠点を有し、すべての大音を獲得し、祖父の名にちなんで名付けられたアッダーナカ・デーシャと他の多くの地を、ラージャーディラージャ・マヒーパーラ様の恩寵（prasāda）によって統治しているマハーサーマンターディパティ・ダラニーヴァラーハが、彼自身と同族の未来の諸王やそれ以外の諸王、また rāṣṭrapati, grāmapati, bhogika, mahattara, kuṭumbika, pañcakulika, daṇḍapāsika, madhyaga などすべてに知らしめる。以下のことを知れ。」

<主文>

⑥ 施与の内容

「私によって、-----（中略）----- マヘーシュヴァラーチャーリヤに、教授に対する報酬として、カーンティカー・スタリー（地名）に属するヴィンカラという名の村が、-----（諸特権列挙）----- 至高の信愛をもって、私によって水の儀式を伴って与えられた。」

⑦ 四境の記述

⑧ 土地施与に関する慣用句（韻文 4 句）

<後文>

⑨ 年月日（シャカ暦 836 年パウシャ月白分 4 日冬至）

⑩ 署名（ダラニーヴァラーハ）

⑪ 記者（サーンディヴィグラヒカ（外務長官）・マヒンダカ）

これまでの勅書と同様、ダラニーヴァラーハが施主にして、告知者、発給者である。しかしこれまでの勅書とは異なり、まず神（ダンデーシュヴァラ）への讃歌から始めており、さらに施主の一族であるチャーパ族の起源神話——アスラから地上を救うため最高神（parameśvara）が自分の眉（cāpa）からチャーパという名の王を創り出した——を記す。その直後に他のサーマンタ勅書と同様王統譜が続く。詳細な記述は現王のダラニーヴァラーハだけであるが、ここまではすべて韻文でプラシャスティを構成し、文書全体の半分近くを占める。

施与の告知では、施与村のあるアッダーナカ（勅書発見地 Haḍḍalā）地方の統治をプラティールハーラ宗主マヒーパーラ 1 世の恩寵によって認められていることを明記している。ダラニーヴァラーハの称号マハーサーマンターディパティはすでに述べたようにサーマンタの称号であるが、前掲チャールキヤ族の称号マハーサーマンタより上位の称号とされている [Sircar 1966: 187]。あるいはそれと関係しているのか、同じ称号をもつ g と同様、宗主やタントラパーラなどの認可を明記することなく勅書を発給している。また、ヴィクラマ暦ではなくシャカ暦を使用している

点も、サーマタ権力の自立性の高さを物語るかもしれない。

後文の記者にあるサーンディヴィグラヒカ（外務長官）も、文書全体の示す宗主からの自立性の高さを考慮すれば、宗主直属官ではなく、ダラニーヴァラーハの官吏と見るべきであろう。

3 石碑に刻まれた施与勅書——顕彰と改編——

以上の銅板文書以外に、石碑にも勅書が記されている場合がある。プラティーハーラ朝支配下では Pratabgarh (Partabgarh) 碑文がそれだと思われる（テキスト：EI, XIV, pp. 176-188）。現在アジメール博物館に所蔵されているこの碑文は、もともと Pratabgarh（ラージャスターン州ウダイプル県東端）の Cheurām Agrawal の階段式井戸（step-well: 水の信仰に基づく宗教施設）のそばにある基壇に取り付けられていた。この碑文は四つの文書から成っているが、一つ一つ時間をおいて刻んだのではなく、一気に四つとも刻んでいることは、文字の調子が一定であることから、まず明らかである。うち、最初の2文書は支配者が関係官吏・住民に告知する形式の文書で、主文において「勅書（śāsana）をもって与えられた」と明記されており、以下に見るその様式からも、明らかに銅板勅書を寺院や宗教施設の石碑に写していたことが窺われる。本来大切に保管しておくべき銅板勅書の内容を恒常的に公開し、施与行為を表彰しようとしたのである。またこの石碑は、これまで見てきた銅板文書からは知ることのできない興味深い施与勅書の事例をも提供する。

k) Pratabgarh 碑文①ヴィク라마暦 1003（西暦 946?）年マヘンドラパーラ 2 世発給勅書²⁹

プラティーハーラ宗主マヘンドラパーラ 2 世が、タラヴァルギカ³⁰・ハリシャダの享受している（bhujyamāna）村を、ダナシュエラの懇請によってヴァタヤクシニー女神（寺院）に与えたことを記す勅書（śāsana）である。前文³¹および主文³²は前章で見たプラティーハーラ宗主発給の銅板勅書の書式と全く同一であり、明らかにプラティーハーラ宗主によって勅書が発給され、それを石碑に写し取ったものである。

ただし、奥付的記載である後文だけは異なっている。宗主勅書では唱者（あるいは記者か）お

²⁹Ed. by G.H. Ojha, EI, XIV, pp. 182-184, ll. 1-14.

³⁰talavargika. 官吏の名称と言われているが [Sircar 1966: 334]、その職務等はわからない。

³¹[om svasti. Mahodaya (カナウジ) に駐留する多くの牛・象・馬・戦車・歩兵を伴った幕営から、至高のヴィシュヌ信者である mahārāja Devaśakti, ---- (中略) ---- 至高のシヴァ信者 mahārāja Mahendrapāla が、---- (中略) ---- talavargika Hariṣaḍa が享受している Khapparapadraka 村に参集したすべての人々、[すなわち] それぞれの職務に任じられた人々および住人に知らしめる。]

³²[上記の村が私によって、---- (中略) ---- Dhanaśūra の懇請によって、---- (中略) ---- Vaṭayakṣiṇī-devī に勅書をもって与えられた。[以上のことが] あなた方によって承認され、住人は命令の聴聞が義務づけられて、与えられている bhāga, bhoga, kara, hiraṇya 等を、かの女神にもっていかなければならない。]

よび伝達者（ドゥータカ）が記されていたが、ここでは「ジャッジャーガの命令に従って、1003年マールガ月黒分5日プローヒタ（祭官）・トリヴィクラマナータによってこれが記された」とあり、直後に「ヴィダグダ」なる者の署名が刻まれている。

宗主勅書では署名は不要のはずなのに、なぜここでは署名が入っているのでしょうか。ジャッジャーガもヴィダグダもどのような人物か判明しないが、称号が付されていないことから王朝側の人物ではなからう。とすればここ現地の人間だということになる。したがって、推測だが、おそらく現地のヴァタヤクシニー寺院関係者であるジャッジャーガが、宗主から受けた勅書を刻字してその施与行為を顕彰することを命じたものと思われる。ヴィダグダは後述する文書にも現れ、それによればこの寺院の施与村のすぐ近くにあるインドラーディティヤ寺院の修復のために彼に村を施与しており、おそらく彼はヴァタヤクシニー寺院も含むこの辺一帯の寺院を管理する立場の人間であったと考えられる。ここでは施与村の管理責任者として彼の署名が入っているのではなからうか。すなわち、宗主勅書には欠けていた必要事項を加えるべく、後文のみを改編したのであろう。

ところで、この勅書では前章で見てきたものとは異なり、寺院に施与された村は官吏ハリシャダの享受村である。一般にこうしたケースでは、この人物が実際の施主であるにもかかわらず、文書上は彼の懇請によって王が施与するという、「施主＝勅書発給者」の勅書様式の原則がとられる〔三田 2000: 38-39〕。しかしここではダナシューラなる人物が懇請して宗主が施与しているので、実際の施主はハリシャダではない³³。おそらくハリシャダは施与に関わっておらず、彼は施与村とされた当村の代わりに、別の享受村を宗主から獲得していると考えべきであろう³⁴。

- l) Pratabgarh 碑文②タントラパーラ・マーダヴァ発給勅書 undated（前後の刻文より推察すれば、ヴィクラマ暦 999 年あるいは 1003 年であろう）³⁵

k 文書の終了直後、同じ 14 行目から始めており、k と同時に刻まれていると見られる。タントラパーラ・マーダヴァが、インドララージャ（チャーハマナ族）の懇請によって、ヴィダグダの享受村とするために、ダーラーパドラカ村を施与したことを記す勅書（śāsana）である。

<前文>

³³ とはいえ、ダナシューラはこの村の享受権をもっているわけではないから、施主はダナシューラでもない。可能な解釈は、ダナシューラは実際に懇請しただけであって、実際の施主は宗主であった、つまりこの村は宗主直轄の領域であったということになる。

³⁴ 官吏の享受村は、給与として任官期間特定の村落の収租権が与えられている場合と〔三田 2007a: 48-49〕、優れた功績に対する賞与としての下賜村（こちらは永代で勅書を発給されて与えられる）とがあり〔三田 2001〕、おそらくこのケースは前者であると考えられる。

³⁵ Ed. by G.H. Ojha, *EI*, XIV, pp. 184-187, ll. 14-27.

① チャーハマーナ王統譜（韻文）：Govindarāja > Durlabharāja > Indrarāja

② 統治者の記述～施与の告知

「スヴァステイ。ウッジャイニーにおいてマハーサーマンタ・ダンダナーヤカ・マーダヴァが、またマンダピカー（マードゥー）において *parameśvara*（マヘンドラパーラ 2 世）直属の家臣（*pādopajīvi*-）軍事指揮官（*balādhikṛta*）コーツカタによって任じられたシャルマンが業務にたずさわっているとき、ここウッジャイニーにおいて、業務にきたタントラパーラ・マハーサーマンタ・マハーダンダナーヤカ・マーダヴァが、---（中略）--- チャーハマーナ族のマハーサーマンタ・インドララージャの懇請によって、ヴィダグダの「享受（*bhoga*）」の獲得のために、ダーラーパドラカ村に参集するすべての王の臣下、バラモンからなる人々、当村に住む人々に知らしめる。〔以下のことを〕知れ。」

<主文>

③ 施与の内容

「-----（前略）----- ニティヤプラムディタ神に属するゴーターヴァルシカ・スターナにあるインドラーディティヤ神の〔神殿の〕欠損部分や壊れた部分の修理のため、また *bali*、供物を永遠に行うために、この村が、-----（中略）----- 王に属すべきもの（*raja-bhāvya*）とともに、勅書（*śāsana*）をもって与えられた。」

④ 施与保護の勧告、住民への命令

⑤ 追加の土地施与（同村北部の灌漑地）

<後文>

⑥ 署名（マーダヴァおよびヴィダグダ）

この施与は「ヴィダグダの『享受』の獲得のために」、インドラーディティヤ寺院の修復・維持管理のために行われたものである。主文では受け手が明記されないが、告知の部分に明記されているように受け手はヴィダグダである。おそらく彼がこの寺院の管理責任者であろう。

宗主代理のタントラパーラによる発給だが、その構成は宗主勅書のそれとは大きく異なり、むしろ一見、サーマンタのそれに近い。ちなみに、このタントラパーラ・マーダヴァはマハーサーマンタという称号をも有しており、ウッジャインに拠点をもつサーマンタでありながら、同時にこの碑文の地であるラージャスターン南東部 *Pratabgarh* を含む一体を管轄地域とするタントラパーラでもあった。

さて、サーマンタ文書に近いというその特徴は、全体の半分近くを占める長大な韻文形式の王統譜である。しかし注意しなければならないのは、このプラシャステイは勅書発給者であるマーダヴァではなく、施与を懇請したとされるインドララージャを称えるものだという点である。これは明らかに実際の施主がインドララージャであることを示している。与えられたダーラーパドラカ村（現在のウダイプル県 *Dhariāwad*?) は、このサーマンタの統治領に属していたと見る

べきであろう。

さらに注目しなければならないのは、通常勅書の最初を飾る“svasti（吉祥）”という語が、王統譜の直後に来ている点である。マードヴァが発給した勅書は、実際には前文②から始まっていたのではなかろうか。インドララージャは自己の統治領域から村落施与を行ったにもかかわらず、前章のサーマンタのように自ら勅書を発給することが許されていなかった。自ら発給していれば前文において長大な王統譜を飾ることができたはずである。しかしそれがかなわない以上、懇請者としか表現されない勅書を石碑に刻んで表彰する際、本来の施主である彼の王統を、あたかも彼の発給の勅書のように碑文の最前に飾りつけたのではないか。

このように k 文書の場合も含めて施与勅書は、施与という善行を公開・顕彰するに際して、実際の施主や現地関係者の都合で、しばしば不足している情報を書き加えられたり、改編されたりしたのである。それは「施主＝勅書発給者」など施与勅書の様式と、それでは捉えきれない実際の施与とのズレに敏感に反応した施与当事者たちの意志の表れであった。

ところで、②以降が勅書であるとしても、やはりこの文書はプラティーハーラの勅書とは書式が異なる。後文において唱者、伝達者が記されないだけではない。発給者であるタントラパーラ・マードヴァだけでなく、受領者であるヴィダグダの署名までも記されている。管見の限り、これはプラティーハーラ朝だけでなく、どの宗主王朝の勅書でも見られない形式である。別稿で述べたことでもあるが、サーマンタやタントラパーラの発給する勅書の中には、告知形式をとらなかつたり、g のように証人を列挙したりと、ダルマシャストラなどに示される勅書のスタンダードを大きく逸脱する勅書が存在する [三田 2000]。しかしこれは逆に、彼らの勅書発給において宗主側による書記官の派遣や様式の強制などがなく、自ら抱えるバラモンや書記官によって独自に、かなり自由に作成していたことを示すものであろう。

この Pratabgarh 碑文からは、宗主が直接施与勅書を発給していたり、また宗主代理のタントラパーラが発給していたりと、帝国辺境地方のこの地でも宗主権力のコントロールが及んでいたことは明白である。しかしタントラパーラによる発給は、文書から見る限りかなり自由度が高く、いちいち宗主に許可を取っているのではなく、ほぼ完全にタントラパーラの裁量に任されていたように見える。どちらも接近した地での施与だが、なぜ宗主発給とタントラパーラ発給とに分かれるのか。すでに見てきたようにタントラパーラは辺境のサーマンタ権力のコントロールのために存在したと見てよい。とすれば 1 勅書の場合、サーマンタ領内の施与であったことがタントラパーラ発給に結果したのであり、この地は辺境ながらも宗主直轄の領地とサーマンタ領が混在した地域であったことになろう³⁶。

³⁶ここで取り上げた碑文以外に、宗主と同族（グルジャラ＝プラティーハーラ）のサーマンタであるマタナデーヴァによる村落施与を刻んだヴィクrama暦 1016 年の Rajor 碑文 (*EI*, III, pp. 263-267) も銅板勅書を写したものであり、またヴィシュヌ寺院への様々な施与を刻んだ Siyadoni 碑文 (*EI*, I, pp. 162-179) にも、サーマンタが発給した施与文書（「勅書」とは記されていないが）の写し（ヴィクrama暦 964 年）が確認される。第 4 章で若干触れる。

4 施与勅書発給の政治的意味と重層的王権構造

以上に見てきたプラティーハーラ朝宗主とサーマンタの勅書を比較検討し、当時の施与勅書と王権との関わりについて、若干の考察を加えておこう。

1) プラシャスティ

まず全体的な傾向として、文書全体が宗主勅書は簡略であるのに対して、サーマンタ勅書は詳細にして長大である。前者は銅板 1 枚に必ずまとめているが、後者は銅板 2～3 枚で、分量にして 2～4 倍ほどある。前者は施与について、告知、施主、施物、受領者など最低限の情報に限定されているのに対して、後者は諸特権の列挙、土地施与に関する慣用句（韻文）など、前者にはない内容が盛り込まれている。

とりわけ注目すべき点として、**h** を除くサーマンタ勅書は前文に長大な韻文形式の王統頌徳文（プラシャスティ）が記され、個々の王の事績が称えられるが、他方宗主勅書には、プラシャスティはおろか韻文自体存在しない。

この問題と関わることだが、近年、施与勅書の政治的機能が注目されている。施与がなされるときには現地で施与の儀式が行われ、その際に関係官吏によって勅書が読み上げられるが、そのときに代々の諸王の事績を讀えた王家のプラシャスティが、現地支配層・住民らに読み聞かされることになる。また勅書は受領者が永久に享受することを保証する文書なので、施与式挙行以後も時々に応じて受領者によって読み上げられ、確認された。つまり勅書自体が、とりわけそのプラシャスティの部分が、王朝の地方支配にとってきわめて重要な意味を持つとされるのである [Kulke 1997: 238-40; Stein 1977: 16-17]。

ところがプラティーハーラ朝宗主勅書は王統譜のプラシャスティをもたない。プラティーハーラ朝がプラシャスティを記述する場合は銅板勅書ではなく、むしろ石碑である。有名なボージャ 1 世のグワーリヤル碑文は、グワーリヤル郊外の貯水池のほとりに建設された「後宮都市 (antahpura-pura)」を記念して刻まれた碑文だが³⁷、全文がプラティーハーラ王統を称えるプラシャスティである。正統クシャトリヤ日種族の出身であることを明記し、ラーマの「門番（プラティーハーラ）」であったとされるラクシュマナにその系譜をたどるプラティーハーラ族の起源が記され、ボージャ 1 世までの非常に詳細な王統譜が刻まれる³⁸。このグワーリヤル碑文と銅板文書を比較すれば、プラティーハーラ朝では施与勅書は必ずしも王朝の正統性を伝達する媒体ではなかった、それよりも恒常的に表彰される石碑の方を、その媒体として選択していたというこ

³⁷ *EI*, XVIII, pp. 99-114. グワーリヤル郊外の巨大な貯水池 (Sāgar Tāl) のそばで発見された石板碑文。現在の貯水池はムガル時代に再建されたものだが、それ以前の貯水池のほとりには、この碑文でボージャが王妃たちのために建設したと記される「後宮都市 (antahpura-pura)」が存在した [Willis 1995: 354]。

³⁸ デーヴァラージャから始める銅板勅書の王統譜とは異なり、このプラシャスティはそれより二代古いナーガバタ 1 世から始めていることにも、注目すべきであろう。

とになろう。

これとは異なり、サーマンタらは明らかに銅板勅書を自己の王統の宣伝媒体として利用している。そしておそらく1文書のような場合、すなわち勅書を自ら発給できないために王統譜が記せないときに限って、石碑に詳細なプラシャスティを刻んで輝かしい諸王の事績を顕彰した。実際、サーマンタ自ら発給・告知している施与が石碑に刻まれるとき、たとえば *Siyadoni* 石碑（ヴィクラマ暦 964 年）³⁹ や *Rajor* 石碑（同 1016 年）⁴⁰ では、なぜか王統譜が記されていない。やはりプラティーハーラ期のサーマンタは基本的に銅板勅書の方をプラシャスティの媒体として選択していたようである。

興味深いことに彼らサーマンタが本格的に石碑にプラシャスティを刻むようになるのは、プラティーハーラから名実ともに独立したときである。ブンデルカンドのチャンデーッラ朝は事実上独立を達成していたダンガのときに、カジュラーホーのヴィシュヌ寺院に（955 年頃）⁴¹、またラージャスターンのチャーハマーナ朝はシンハラージャ（950 頃～970 頃）のときに独立、次王ヴィグラハラージャ 2 世のときに王朝守護神ハルシャナータ（シヴァ）寺院に（973 年頃）⁴²、それぞれはじめて詳細なプラシャスティの石碑を刻んでいる。

なお、プラティーハーラ朝崩壊後 12 世紀にカナウジを支配したガーハダヴァーラ朝は、宗主王朝であるにもかかわらず銅板勅書に長大な王統譜のプラシャスティを記している⁴³。11～13 世紀の他の王朝でも、必ずしも韻文形式をとるわけではないが、長大な王統譜を記す傾向がある。詳しくは別稿に譲るが、あるいはプラティーハーラ支配下のサーマンタが独立していく際に、彼らの勅書様式を独立王朝が継承しているのかもしれない。

以上のように、クルケヤスタインらによって主張されている銅板勅書の政治的機能は、プラティーハーラ朝支配下の北インドではサーマンタ・クラスの勅書において見られたものである。なぜサーマンタの場合のみ、勅書が王朝の宣伝媒体として選択されたのか、なぜ独立王朝になるまで石碑にプラシャスティを刻まないのかについては、彼らが地域神を祀る寺院をいつ建立するかといった問題と関わっているとも思われるが、明確な説明はできない。この問題は 11～13 世紀の考察とも関わるので、今後の課題としておきたい。

2) 書式・用語法の統一性

宗主勅書は、王の代を超えて書式も用語法も統一されているが、サーマンタの場合、典型的には h と i の文書に見られるように、同一のサーマンタ王家の勅書であるにもかかわらず、書式自体が全く異なっており、使用される暦まで違っている。宗主勅書様式の統一性とサーマンタ勅書

³⁹*EI*, I, pp. 173-174, ll. 4-7.

⁴⁰*EI*, III, pp. 263-267.

⁴¹Khajuraho 碑文 (VS 1011) : [Trivedi 1989: 337-346].

⁴²Harsha 碑文 (VS 1030) : *EI*, II, pp. 116-130; *IA*, XLII, pp. 57-64.

⁴³たとえば、*EI*, XXXV, pp. 201-220 を見よ。

様式の不統一は、11～13世紀においてはさらに顕著に見られるのだが⁴⁴、なぜこうした違いが見られるのか、現在までのところ有効な説明が見あたらない。i 文書がヴィクラマ暦を採用するようになったことについては、一見宗主側からの指示と考えることもできそうだが、前章でも述べたように、サーマンタの勅書は宗主勅書のようなスタンダードな様式から大きく外れており、しかも用語等においても宗主側の影響を見るのはどちらかと言えば困難である。つまり宗主側が勅書様式を強制していたというよりは、むしろサーマンタ側が独自に様式を変更していたと理解すべきであろう。

一つ考えられることは、勅書が施与式の場合で作成されるか否かに関わっていそうなことである。勅書は原本（銅板文書ではない）作成の際に王の署名が必要だが〔三田 2000: 35〕、プラティーハーラ宗主は最初の a 文書を除いてすべて王都カナウジから発給しており、王が直接現地に赴くのではなくドゥータカ（伝達者）を派遣しているように見える。したがって勅書の原本は施与式以前にカナウジで様式を統一して作成される。一方、サーマンタの場合は g を除いて伝達者であるドゥータカが記されておらず、おそらく遠く離れていない施与地に自ら赴いて施与式の祭主となったと考えられる。そのため施与直後に現地で勅書を作成することが可能であり、その際、施与式のときに語られた王統譜などをそのまま勅書に刻ませるために、その都度書式が変わってしまうということは考えられないであろうか。この問題については、より事例の豊富な 11～13 世紀勅書様式の検討の際に、改めて考えたい。

3) 勅書発給と重層的王権構造

宗主勅書もサーマンタ勅書も、施主と告知者と発給者の三者が同一である形式を踏んでいる。別稿でも論じたが、村落施与は租税徴収権など本来王が享受していた諸権利が与えられるので、そうした権利を授与・保障する文書は、王だけが発給する権利を持つ勅書（*sāsana*）でなければならない、したがってその文書様式も、〈施主＝告知者＝発給者＝「王」〉を踏まえたものとなる〔三田 2000〕。単に報酬・給与として収租権を与えられていたり、あるいは村落施与を受けたにすぎず、王権の担い手ではない者は、「施主＝告知者＝発給者」にはなりえない。『ヤージュニャヴァルキヤ法典』の注釈書『ミタークシャラー』にある、「恒久にして堅固なる勅書（*sāsana*）は、王（*mahipati*）が作成すべきであり、ボーガパティ（*bhogapati*：収租権の保有者）が作成すべきではない」⁴⁵という規定は、このことを物語っている。

したがってこのような形式の施与勅書を発給しているサーマンタは、宗主に従属しながらも国制上「王」と認められた存在であった。さらに当該地域の「大地の主（*mahipati*）」であること

⁴⁴11～13世紀の勅書様式に関する論考を現在準備しているところであるが、宗主王朝ではチャウルキヤ朝、チャンデーッラ朝、ガーハダヴァーラ朝、ダール・バラマール朝など、明らかに書式が統一しており、他方、たとえばチャウルキヤ朝のサーマンタであるナードール・チャーハマナ朝の勅書が数点残されているが、書式はバラエティーに富んでいる。

⁴⁵*Mitākṣarā on Yājñavalkya-smṛti*, I, 318-319 (ed. by Nivasasarma Chattlur, 1912).

は、長大なプラシャスティ（王統譜）によっても語られ、また前文ないし主文で明示される宗主の恩寵（プラサーダ）による統治権授与（安堵）の事実によっても主張される。つまりサーマンタの施与勅書は、血統上の正統性と宗主のプラサーダを主張しつつ、〈施主＝告知者＝発給者〉様式の勅書の発給を宣言することによって、当該地域の正統な「王権」であることを明示する政治的意図を含んでいたということになる。それがすでに述べた勅書の読み上げなどを通じて、施与地周辺に浸透していくのである。

しかしその一方でサーマンタは、一律「王権」を認められていたわけではないし、また「王権」であってもその内容に差異が存在した。「王権」と認められていないサーマンタ（「サーマンタ」の範疇に入るのか判断が難しいが）は、1文書のマハーサーマンタ・インドララージャである。彼は自己の領有地から施与した「施主」であるにもかかわらず、この地域を管轄するタントラパーラに勅書発給を懇請している。一方、勅書発給権のあるサーマンタは、多くの場合、「王権」を象徴する儀礼的特権「五大音（pañcamahāśabda）」が宗主から与えられていることを勅書に明記する⁴⁶。また、h文書とi文書のサーマンタはタントラパーラの承認を得て勅書を発給しているが、g文書とj文書のサーマンタは勅書発給の際に許可を取っておらず、少なくとも文書上は、いわば自立的発給権を持っていた。興味深いことに、それぞれの称号が、前者はマハーサーマンタ、後者はマハーサーマンターディパティであり、すでに述べたように後者の方が明らかに高位の称号である。

以上のように勅書発給に見られるサーマンタの王権の内実は様々で、彼らの儀礼的なランキングとも対応する傾向があり、またその違いは宗主の代理であるタントラパーラによる統制の度合いと関係していたと言えよう。

こうした重層的王権構造については、ロナルド・インデンが『アパラージタプリッチャー』や『ヴィシヌダルモッタラプラーナ』など中世初期のサンスクリット文献に基づいて、とくに前者に描かれる「入り子」構造を指摘し、中世初期インドの帝国の一体性を強調している [Inden 1981, 1998]。しかし勅書発給といったサーマンタらの具体的な王権の発動を見るかぎり、中世初期インドの重層的王権構造は個々の従属王権の自立性がきわだっており、宗主はせいぜいそれらを、たとえばタントラパーラなどを通して外部から制限するにすぎなかった。別稿でも論じたように、サンスクリット文献に時に見られる帝国の一体性は、もっぱら帝国側のバラモンらが主張するイデオロギーと見るべきだと考える [三田 2007b: 132-33]。

以上のように施与勅書は、誰がどこの村落を誰に施与したかといった文書の内容だけでなく、

⁴⁶pañcamahāśabda については注 21 参照。本稿で検討した勅書では g, h, j で「五大音」に触れており、またサーマンタが発給した勅書を写した前掲 Siyadoni 碑文の 2 番目の施与文書（ヴィクラマ暦 964 年）においても、「大音（mahāśabda）」を獲得していることが記される。なお、この「五大音」の授与は、北インドではプラティーハラー帝国の消滅とともに、徐々にサーマンタの勅書に記されなくなっていく。

というよりもそうした内容以上に、その形式・様式が当時の王権・国制のあり方を語る史料である。本稿はそうした史料の意義を前提に、プラティーハーラ朝に限定してその勅書様式を分析しようとした初期的な試みにすぎない。本稿の考察は前後の時代および他地域の施与勅書様式研究の進展を俟って、改めて位置づけられ再考されるべきものである。

略称

EI: Epigraphia Indica.

IA: Indian Antiquary.

参考文献

- Chhabbra, B.C. 1961: *Diplomatic of Sanskrit Copper-Plate Grants*, Delhi: National Archives of India.
- Inden, R. 1981: "Hierarchies of Kings in Early Medieval India", *Contributions to Indian Sociology*, New Series, 15, pp. 99-125.
- Inden, R. 1998: "Ritual, Authority, and Cyclic Time in Hindu Kingship", in J.F. Richards (ed.), *Kingship and Authority in South Asia*, Delhi: OUP, (1st ed., 1978), pp. 41-91.
- Kane, P.V. 1974: *History of Dharmasāstras*, Vol. II, 2nd ed., Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Kulke, H. 1997: "Some Observations on the Political Functions of Copper-Plate Grants in Early Medieval India", hrsg. von B. Kölver unter Mitarb. von E. Müller-Luckner, *Recht, Staat und Verwaltung im klassischen Indien*, München: Oldenbourg.
- Mishra, R.L. 1990: *Epigraphical Studies of Rajasthan Inscriptions*, Delhi: B.R. Publishing Corporation.
- Mishra, V.B. 1966: *The Gurjara-Pratihāras and Their Times*, Delhi: S. Chand & Co.
- 三田昌彦 2000 「インド「中世初期」の銅板施与勅書形式に関する一考察」『歴史学研究』737号、34 - 44頁。
- 三田昌彦 2001 「12・13世紀北インドの村落下賜文書」『名古屋大学東洋史研究報告』25号、359 - 374頁。
- 三田昌彦 2007a 「南アジアにおける中世的世界の形成」小谷汪之（編）『南アジア史2』山川出版社、25 - 57頁。
- 三田昌彦 2007b 「南アジア史に見る帝国秩序と王権的分節」桃木至朗研究代表『近代世界システム以前の諸地域システムと広域ネットワーク』平成16 - 18年度科学研究費補助金基盤研究B研究成果報告書、124 - 147頁。
- Mita, M. 2003: "Clan System or Sāmanta System?: The polity of the Śākambharī Cāhamānas in Early Medieval Rajasthan", *Journal of the Japanese Association for South Asian Studies*, 15, 2003, pp. 1-38.
- Sharma, R.S. 1976: "Rajasasana: Meaning, Scope and Application", *Proceedings of Indian History Congress*, 37th Session (Calicut), pp. 76-87.
- Sircar, D.C. 1965: *Indian Epigraphy*, Delhi: Motilal Banarasidass.
- Sircar, D.C. 1966: *Indian Epigraphical Glossary*, Delhi: Motilal Banarasidass.
- Stein B. 1977: "The Segmentary State in South Indian History", in R.G. Fox (ed.), *Realm and Region in Traditional India*, Delhi, pp. 3-51.
- Trivedi, H.V. (ed.) 1989: *Corpus Inscriptionum Indicarum*, VII, Pt. 3, Delhi: Archaeological Survey of India.
- Willis, M.D. 1995: "Some Notes on the Palaces of the Imperial Gurjara Pratihāras", *Journal of the Royal Asiatic Society (Series 3)*, 5, pp. 351-60.
- 山崎利男 1977 「インド銅板文書の形式とそのはじまりについて」『東洋文化研究所紀要』88、45 - 77頁。

本稿は科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果の一部である。

AbstractIssue of Charters and Kingship in the Sāmanta System:
Diplomatic of the Gurjara-Pratihāra Copper-Plate Grants

Diplomatic studies of land-grant copper-plate charters (*tāmra-śāsanas*) in early medieval India has so far been published by some scholars like B.C. Chhabbra and D.C. Sircar. They solely analyzed charters issued by sovereign dynasties and emphasized uniformity of their textual forms. However, early medieval states were composed of various grades of local rulers, i.e. *sāmantas*, who, too, issued copper-plate grants as ‘kings’, and their charters which were manifestation of kingship actually had various forms according to their royal status. This research compares differences of the textual forms between the royal charters issued by the Gurjara-Pratihāra sovereigns and those of their subordinate rulers (*sāmantas*), and try to clarify an aspect of the kingship and the political meanings of issuing charters in early medieval India.

From our analysis, the following points are clarified.

1) While the Pratihāra sovereign charters do not have *praśastis* (eulogies) of the royal family (*vaṃśa*) and only enumerate their ancestors, the charters issued by their *sāmantas* have long and detailed *praśastis* which eulogize the achievements of respective former rulers of their families. Copper-plate charters have often been considered by some historians as media of royal propaganda, but the case can be applied only to the *sāmantas* in the Pratihāra empire. Imperial Pratihāras chose stone inscriptions as the media (cf. the Gwalior inscription).

2) The sovereign charters are well unified in their textual forms and even in every word, while the forms of the *sāmantas*’ are varied each other even in the same families, and differ from the standard forms exemplified in the legal texts (*dharmasāstras*).

3) Issuing land-grant charters was the privilege only allowed to “king (*mahīpati*)”, and in accordance with the principle, they had a peculiar form in which donors, informers and issuers were identical persons, i.e., “kings”. In this sense, many *sāmantas* under the Pratihāras were considered as “kings”. But their kingship were varied according to their political ranks in the Pratihāra empire. It is demonstrated by their charter forms, where some of them could issue land-grants freely, some could do with the consent of *tantrapālas* (the Pratihāra commanders in the peripheries), and others could not issue land-grants which were issued by the *tantrapālas* on behalf of them.